

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

- 一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が変わります。
- 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※¹で一定以上の所得がある方※²は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割



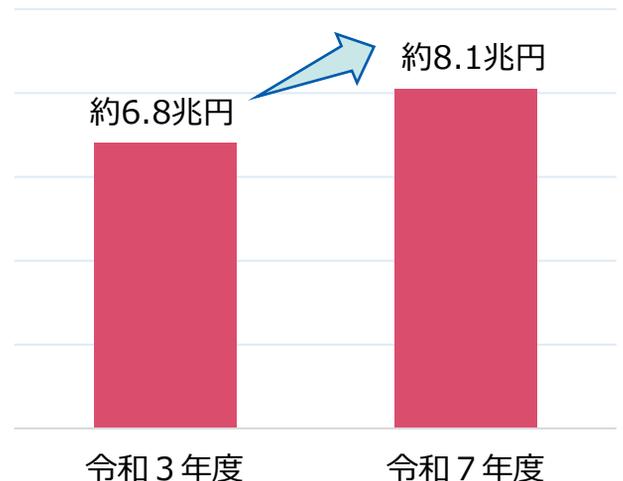
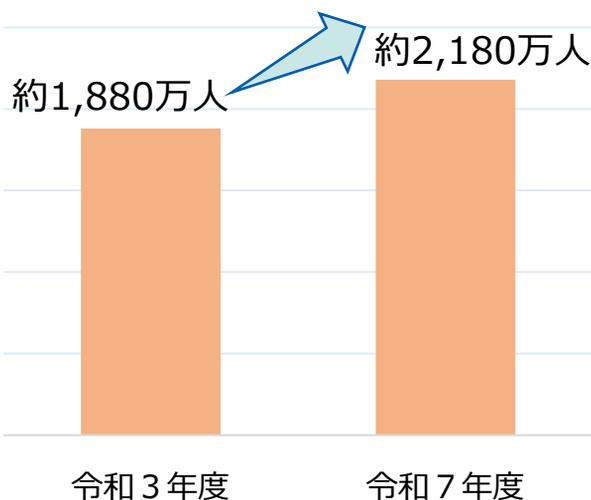
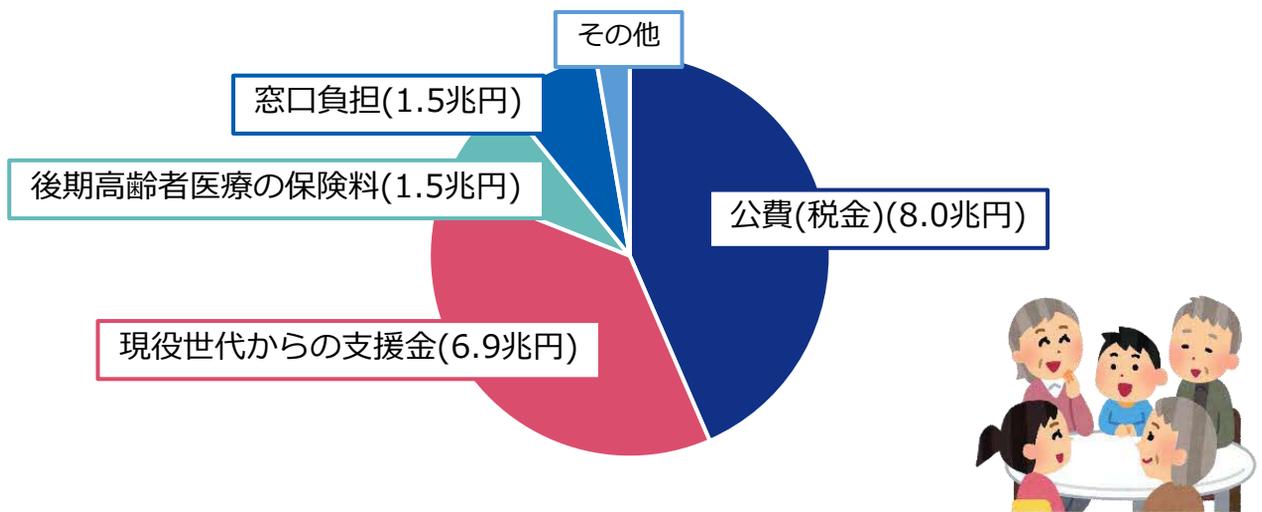
被保険者全体の約20%

被保険者証の有効期限にご注意ください

- ◆ ご自身の窓口負担割合については、今回同封されている令和4年10月1日から使える被保険者証をご確認ください。
- ◆ 医療機関や薬局などで被保険者証を提示するときは「有効期限」を、必ずご確認ください。

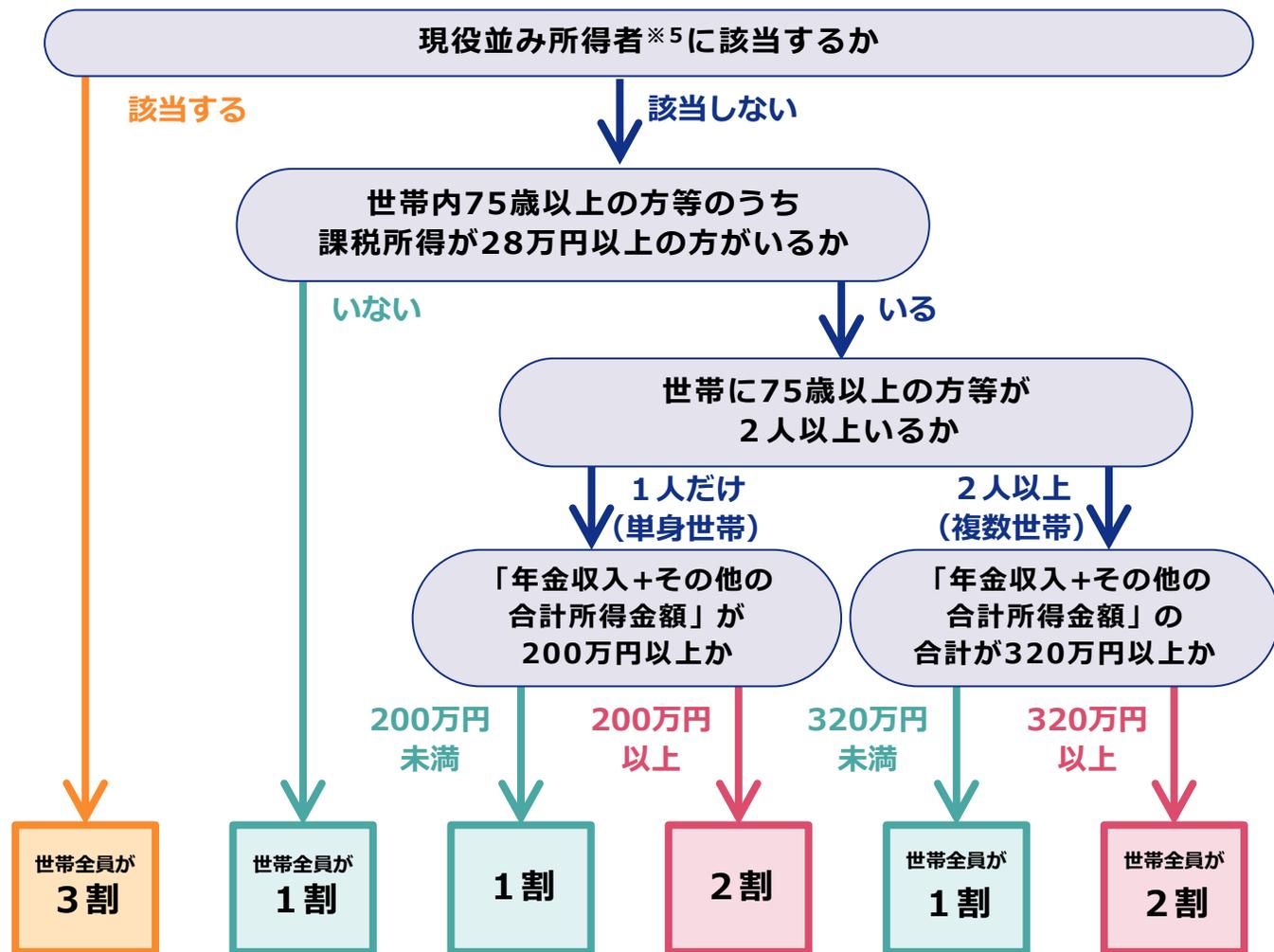
- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算ベース



窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等※¹の課税所得※²や年金収入※³等（令和3年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額※⁴」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



・住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。
「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）

窓口負担割合 2 割のモデルケース

75歳以上の方が2人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除23万円、配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円で基礎控除以外の所得控除がない場合

現役並み所得者に該当するか

↓ 該当しない

世帯内75歳以上の方等のうち課税所得が28万円以上の方がいるか

いる

【夫】公的年金収入 250万円
- 公的年金控除 110万円
- 基礎控除 43万円
- 社会保険料控除 23万円
- 配偶者控除 38万円
= 36万円

【妻】公的年金収入78万円
- 公的年金控除78万円
= 0円

課税所得が28万円より大きく、
145万円より小さい

世帯に75歳以上の方等が2人以上いるか

↓ 2人以上

「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上か

320万円
以上

年金収入【夫】250万円+【妻】78万円

= 328万円 320万円より大きい

夫婦ともに2割負担

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。

そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻し。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188(いやや!))にお問い合わせください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市(区)町の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）